

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

湧別町の人口は、昭和 25 年の 25,050 人をピークに減少に転じ、平成 27 年の国勢調査では 9,231 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると 2040 年には 6,150 人程度、2060 年には 4,050 人程度となり、現在の人口の半数以下に減少することが見込まれている。

年齢構成については、平成 2 年に年少人口 17.9%に対し、老年人口 18.2%と年少人口を逆転し、平成 27 年国勢調査では、年少人口 10.5%、老年人口 35.8%となっており、今後も年少・生産年齢人口の割合が減少し、老年人口割合が増加となることが予想されている。

湧別町の産業は、豊かな自然環境のもと農林水産業を基幹産業として発展し、第一次産業からの様々な生産物を有効活用し、製造、加工、流通、販売することで、第二次産業、第三次産業と結びつき、地域産業全体が発展してきたが、個人事業者や中小企業が多いことから、その基盤は不安定であり、人口の流出などをはじめ社会的環境の変化に伴って後継者や担い手が不足している状況にある。

このような中、中小企業の生産性の抜本的な向上を図るなど、生産年齢人口の減に伴う人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、事業を引き継ぎたいと思えるような魅力ある企業づくりを支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類については、労働生産性向上のために様々な設備投資に対応する必要があることから、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

ただし、町外中小企業者の整備する太陽光発電関連設備については、地域雇用の創出や町内への経済波及効果が稀薄であることから対象外とする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

町内すべての中小企業に先端設備等の積極的な導入を促すため、対象となる区域は、湧別町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

町内すべての中小企業に先端設備等の積極的な導入を促すため、全ての業種を対象とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は多様であるため、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てを対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。